

令和8年1月9日
鹿児島大学

共同獣医学部における動物実験に係る不適切な取扱事案について

令和3年度から令和5年度に本学共同獣医学部で実施された動物実験について、大学が承認した動物実験計画書と異なる実験が実施されたことを受け、令和7年5月、大学として当該動物実験の中止措置を講じ、現在に至るところですが、その概要等については、以下のとおりです。

1. 事案の経緯

令和3年5月	動物実験計画書を全学動物実験委員会で審査のうえ、学長が承認
令和3年7月	実験開始
令和4年11月	「健康動物のみ搬入を認められている施設に、呼吸器疾患に罹患している牛を導入しているのではないか」との指摘。本学共同獣医学部において、実験責任者に実態聴取。呼吸器疾患に罹患していないが、搬入1ヶ月前に肺炎治療を完了し、搬入時には症状を呈していない牛を使用していることが判明したので、肺炎既往歴の牛であることを動物実験計画に記載するよう依頼
令和5年5月	肺炎既往歴がある牛であることを記載した動物実験計画書を全学動物実験委員会審査のうえ、学長が承認
令和7年2月	動物実験の適切性に関し告発を受理
令和7年5月	大学が承認した動物実験計画書と異なる実験が実施されていたと大学として判断し、実験中止

2. 実験の概要

本実験は、経済的損失が大きい牛の感染性肺炎に対する治療法の確立を目的として、抗菌薬の肺炎罹患部位への移行性を明らかにする研究です。肺炎罹患後、臨床的に回復している牛に対し各種抗菌薬を投与した後、経時的に複数回の気管支肺胞洗浄(BAL)を実施し、回収したBAL液を用いて移行性を解析、有効性の評価を行いました。

3. 判明した問題点

(1) 実験実施場所

供試牛導入後に採取したBAL液から BSL2に該当する病原体が検出されていたこと、また、実験責任者は実験開始前にその検出の可能性を認識していたにも関わらず、本学においてBSL 2施設として承認を得ていない施設で実験を行っていたことが判明しました。

＜検出された病原体＞

- *Mycoplasma bovis*
- *Pasteurella multocida*

※検出された病原体は、いずれも、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「家畜伝染病予防法」で指定されている病原体ではなく、法令に違反するものではありません。

(2) 動物実験計画と実施内容との齟齬

動物実験計画書には「肺炎罹患後、臨床的に回復している牛」を使用する旨記載されていましたが、実際には肺炎症状を呈した動物が存在していました。

(3) 学内管理体制

令和4年に、本学共同獣医学部に指摘があったことが、全学動物実験委員会に報告がされていませんでした。

4. 本事案が発生した原因

(1) 実験実施場所

検出された病原体は一般農場で発生する肺炎の原因菌であること、意図的に病原体を感染させるいわゆる一般的な「感染実験」ではなく、自然感染牛を用いたことから、実験責任者は、農場等で実施されている感染対策および拡散防止措置を行うことでBSL2の承認が得られていない実験室でも実施可能と誤認していました。

※実験に際して、防護服の着用、飼育、実験エリアの消毒、他個体との隔離は行っており、周囲への拡散は確認されていません。

(2) 動物実験計画と実施内容との齟齬

一般的に、肺炎に罹患歴のある牛では、臨床的に症状が回復している場合においても、完治には至っておらず、多くの個体で再発リスクを有しています。実験責任者は再発リスクを承知していたにも関わらず、症状が安定していれば、病態モデルを使用する場合の申請と同様に、想定される症状や苦痛対策、実験中止の判断について記載する必要ないと誤認していたことにより、肺炎に対する記載がされておらず、実施内容と齟齬が生じました。

(3) 学内管理体制

本学共同獣医学部教員による実験について、共同獣医学部動物実験委員会に指摘があったため学部内の対応に閉じられていました。

また、実験内容の変更については、変更申請ではなく、新規で動物実験計画が申請されるため、全学動物実験委員会では、令和3年度に申請された動物実験計画書との関連性があると認識できていませんでした。

5. 再発防止策

本事案が発生したことを受け、全学動物実験委員会においては毎年度提出する「動物実験の自己点検票」に以下の2項目を追加する改定を行いました。

- ・計画書に記載した内容からの逸脱、動物福祉に関する懸念、飼育中の事故や災害、その他動物の健康に影響を及ぼす事象の発生はなかったか
 - ・使用した実験動物の輸送や健康の状態は適正であったか
- また、動物実験管理体制に係る検証及び改善策を検討するため、ワーキンググループを既に設置し、再発防止策の策定に着手しています。

加えて、本学共同獣医学部では、再発防止策として、以下の対応を行っております。

○実験計画書と実施内容の整合性の徹底

- ・承認された動物実験計画書と実際行われた活動を本学共同獣医学部動物実験委員会が確認する、新たな「承認後モニタリング」による整合性の徹底及び本学共同獣医学部動物病院獣医師による、導入動物の健康観察・診察（特に中大動物）を実施しています。
- ・「承認後モニタリング」による、総合動物実験施設獣医学的ケア部門獣医師、共同獣医学部動物実験委員会、研究者との意思疎通の向上を図るようにしています。

○感染症リスクに応じたバイオセーフティ管理と施設基準の厳守

総合動物実験施設のポリシー・ガイドラインの周知徹底、学部計画書の活用による苦痛の管理と軽減、および継続的な教育訓練を実施しています。

6. 学長コメント

今回の事案によって地域の皆様、関係の皆様に多大な御心配をおかけする事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重く受け止め、教職員・学生に対する動物実験に関する関係法令や総合動物実験施設のポリシー・ガイドラインのさらなる周知徹底および継続的な教育訓練の実施等のほか、動物実験計画の申請承認手続きを含む動物実験管理体制の見直しを行い、再発防止に万全を期すよう努めてまいります。

（補足）

※BSL・・・バイオセーフティレベル

細菌・ウイルスなどを取り扱う実験施設の分類で、病原体を封じ込めるための設備や運営管理体制により1～4に区分されるもの。

具体的な分類は、本学病原体等安全管理委員会で定めており、法令で指定されていない病原体の取扱についても、ここで定める実験室で行うこととしている。

※BSL2・・・（個体に対する中等度危険度、地域社会に対する軽微な危険度性）

ヒト或いは動物に病原体を有するが、実験室職員、地域社会、家畜、環境等に対し、重大な災害とならないもの、実験室内で暴露されると重篤な感染を起こす可能性はあるが、有効な治療法、予防法があり、伝播の可能性は低いもの。